

# 『東三河後見センター』会報 第38号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

平成 28 年 12 月 22 日発行

〒442-0033

電話 (0533) 80-2707

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

## 東三河後見センターの 10 年を振り返る

### 10 年で法人後見受任者が 100 人超

NPO 法人東三河後見センター（以後法人という）は平成 19 年 2 月の設立なので、来年 2 月でまる 10 年となります。平成 19 年 12 月に最初の法人受任が確定してから、平成 28 年 10 月には累計で 100 人目を受任しました。11 月以降も受任が続いていますので、10 年で 100 人超の受任となります。（このうち 29 人の方がお亡くなりになっていますので、10 月時点の実際の受任者数は 71 人です）そこで年の瀬にあたり、100 人受任の達成の裏にある法人としての活動を振り返ってみました。

### 10 年をホップ、ステップ、ジャンプで

創設期の 3 年間は、ないない尽くしの状況をかむしやに突破し、法人の基盤を作った時期でした。まずお金がない。寄付、会費、様々な助成金の確保、介護保険の居宅介護支援事業と、できることはすべて行いました。知識や経験の不足は、「権利擁護のセーフティネット」として相談にはすべて正面から対応し、相談者と共に問題解決の道筋を探る中で不足を補い、ネットワークの拡充と職員自らの力量アップを図りました。相談の 1 件 1 件が貴重な経験をさせてくれる宝でした。認定 NPO の認定を受け寄付金の受け皿としての形を整えたのも、継続的な法人経営を展望してのことでした。

創設期の法人の担い手はリタイアした社会福祉士が中心でしたが、それだけでは後見ニーズの増大には対応しきれないことが次第にはっきりしてきました。そこで平成 22 年から平成 24 年までの 3 年間は、成年後見の担い手として市民が参加する「市民後見」の準備期間。独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成金を得て、「市民後見人の養成とサポートシステム構築事業」に取り組みました。この事業で「東三河市民後見検討委員会」を立ち上げ、弁護士や医師、司法書士、社会福祉士、豊川、新城、蒲郡三市の職員など専門家や行政職員などに委員になっていただき、市民後見とサポートの仕組みを検討しました。そして平成 22 年と 23 年の 2 年がかりで実施した市民後見人養成研修も、地方としては先駆的なものでした。これらの活動で形成された緩やかな幅広いネットワークと各市におけるセンターの必要性の訴えは、今に続く基盤となっています。

平成 25 年から現在にいたる時期は、いよいよ市民後見人の登場・奮闘の 4 年です。14 人の市民後見人が法人後見 30 件近くの後見人等を担当し、活躍しています。平成 25 年には再び助成金を得て「市民後見地域モデルの作成と実践事業」を実施し、「市民後見東三河モデル検討委員会」では東三河の地域事情に合わせた市民後見活動の在り方を検討しました。この委員会には、前回の 3 市に加えて豊橋市と田原市からも委員として行政職員を派遣していただき、オール東三河のネットワーク体制の中で将来方向を探れたことは、東三河の将来の成年後見事情にとって大きな出来事かもしれません。

### 懸念される国の方向性

今年 5 月に施行された成年後見制度利用促進法に基づき、国は委員会を設置し、利用促進の基本計画の検討に入っていますが、いまだ、「法人後見の担い手」としての市民後見人の姿が見えてこないのが心配です。私たちの 10 年の実践結果として、この形こそが東三河における市民後見普及の最善の方法と考えるからです。

（代表理事 長谷川卓也）

# 平成 28 年度市民後見人養成講座中間報告

平成 28 年度市民後見人養成講座（豊川市主催、豊橋市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村後援）は、9 月 10 日より開催されています。12 月 10 日現在、全 3 回の基礎研修が修了し、全 7 回の実務研修のうち 4 回が開講済みとなっています。

今回の講座の受講生は 33 名であり、住所は、豊川市 17 名、新城市 3 名、豊橋市 5 名、田原市 3 名、蒲郡市 3 名、岡崎市 1 名、半田市 1 名となっております。参加人数は当初の予定通りでしたが、ほとんどの方がこれまでの全講義に出席しており、例年になく熱心さを感じさせられます。また、33 名の受講生のうち、これまで医療福祉現場での実務経験がない 17 名につきましては、11 月より随時、3 日間の福祉現場実習を行っております。

これまでの講師陣は、福祉や成年後見にかかわる行政職員ならびに各機関の方々や、弁護士・税理士・精神保健福祉士等の専門職など、各講義のテーマに知識面においても実務面においても精通した方々で構成され、非常に内容の濃い講義が展開されております。以下、前号での報告以降の講座・福祉現場実習につきまして、中間報告させていただきます。

## 1. 基礎研修について （※1 日目と 2 日目については会報第 37 号でご報告しています。）

**3 日目：**平成 28 年 10 月 1 日（土）（基礎研修最終日）

会 場：豊川市勤労福祉会館 視聴覚室

内 容：①「対人援助の基礎」

東三河後見センター 工藤明人 氏

②「消費者被害の実態と対策」

東三河広域連合 土屋次郎 氏

③「市民後見概論Ⅰ」

東三河後見センター 長谷川卓也 氏

④「今後の進め方について」

東三河後見センター 事務局

⑤基礎研修課程履修証明書交付

基礎研修の最終日には、全課程を出席し修了された方に、豊川市より履修証明書を交付されました。いよいよ実務研修の始まりです。



## 2. 実務研修について

基礎研修を修了された方を対象に、実務研修を開講しています。基礎研修で学んだ知識や技術をさらに深める講座となっています。

**1 日目：**平成 28 年 10 月 15 日（土）

会 場：豊川市勤労福祉会館 視聴覚室

内 容：「民法その他法律の基礎」

つつじが丘法律事務所 弁護士 齋藤尚 氏

成年後見制度に関わる民法についてホワイトボードを活用しながら、わかりやすく講義をいただきました。



**2日目**：平成28年11月5日（土）会 場：豊川市勤労福祉会館 視聴覚室

内 容：①「市民後見人の実践報告1」

東三河後見センター 市民後見人

北沢悦子 氏・高森陽一郎 氏

②「市民後見人の実務 就任時の実務」

東三河後見センター 工藤明人 氏

③「市民後見人の実務 グループワーク」

東三河後見センター 杉山智子 氏

④「市民後見人の実務 成年後見の実務」

東三河後見センター 長谷川卓也 氏



（グループワークの様子）

**3日目**：平成28年11月19日（土）

内 容：①「成年後見制度に関わる法律・制度Ⅳ 健康保険」

豊川市福祉部保険年金課 課長補佐 小林幹尚 氏

②「成年後見制度に関わる法律・制度Ⅴ

公的年金制度」

日本年金機構 豊川年金事務所 紺谷公二 氏

③「成年後見制度に関わる法律・制度Ⅵ 税務」

小川会計事務所 税理士 小川祐子 氏

④「市民後見概論Ⅱ」

東三河後見センター 長谷川卓也 氏

⑤「福祉現場実習について」

東三河後見センター 事務局



（税務関係について 小川祐子氏）

**4日目**：平成28年12月10日（土）

会 場：豊川市勤労福祉会館 視聴覚室

内 容：①「成年後見制度に関わる法律・制度Ⅰ

高齢者施策」

豊川市福祉部 介護高齢課 課長補佐 中尾成利 氏

豊川市福祉部 介護高齢課 課長補佐 近藤真理子 氏

豊川市福祉部 介護高齢課 高齢者支援係

専門員 今泉孝之 氏 （介護保険について 豊川市介護高齢課）

②「成年後見制度に関わる法律・制度Ⅱ 障害者施策」

豊川市福祉部 福祉課 課長補佐 大澤潤一 氏

豊川市福祉部 福祉課 障害福祉係 主事 森成大輔 氏

③「成年後見制度に関わる法律・制度Ⅲ 生活保護」

豊川市福祉部 福祉課 保護係 専門員 山口智司 氏

豊川市福祉部 福祉課 保護係 主事 伊藤俊文 氏



（障害福祉について 豊川市福祉課）





### 3. 福祉現場実習について

福祉現場実習は、認知症・知的障がい者・精神障がい者等、障がいのある方とのコミュニケーションに慣れることを目的として、平成28年11月から平成29年2月の間の3日間、日程調整の上で実施されます。医療福祉現場の経験が1年未満の受講者は受講を必須とし、1年以上の方は任意となります。今回の講座では、受講者33名中17名の方がこの実習の対象者となりました。今回の福祉現場実習でお世話になる施設は、以下の通りです。

|                  |                    |         |
|------------------|--------------------|---------|
| ①特別養護老人ホーム千両荘    | (豊川市千両町大堀 63)      | 受講者 3 名 |
| ②愛厚希全の里          | (豊川市一宮町上新切 33-267) | 受講者 3 名 |
| ③特別養護老人ホームみかんの樹  | (豊川市森 4 丁目 86-1)   | 受講者 2 名 |
| ④あけぼの作業所         | (豊川市大崎町下金居場 55)    | 受講者 1 名 |
| ⑤グループホームきらら      | (新城市富岡宇利川 57-1)    | 受講者 1 名 |
| ⑥フレンドハウス         | (豊橋市池見町 95)        | 受講者 1 名 |
| ⑦あかね荘            | (豊橋市野依町字山中 19-13)  | 受講者 1 名 |
| ⑧愛恵協会            | (岡崎市舞木町小井沢 4-1)    | 受講者 1 名 |
| ⑨穂の国荘            | (豊川市西原町松葉 10-16)   | 受講者 1 名 |
| ⑩虹の里             | (新城市作手高里縄手上 22)    | 受講者 1 名 |
| ⑪グループホームゆたか      | (豊川市新豊町 2 丁目 130)  | 受講者 1 名 |
| ⑫地域密着複合型施設・田原ゆの里 | (田原市吉胡町蔵王 97-63)   | 受講者 1 名 |

(文責：井上裕一)



### ケースファイル 15 「初めての後見人受任 新城小町 との 出会い」

高森 陽一郎

私の東三河後見センター支援員としての初仕事は、長谷川代表理事の担当されていた二人のかたの継承で始まりました。さてわたしと市民後見との出会いを少しお話しします。

もう 30 年以上も前のことです。私の職業は陶芸家で、その当時豊川では開運通りにあったワタナベ企画の画廊豊川が一番勢いがあり、工房を新築中でアルミサッシ設計士の隣組の七原さんがハクヨ豊川アルミサッシの笠原さんを紹介して下さり、笠原さんから青年会議所仲間の渡辺氏の画廊豊川を紹介頂き、その画廊で偶々コーヒーカップを買った布遊塾を主催する小林紘子先生が、設楽町の喫茶みるくで偶然小生のコーヒーカップに気づいて、喫茶のママに教えられて私の工房を訪ねて来て下さった事がご縁で布遊塾の皆様と長いお付き合いが始まり、その会員のなかに色白で品のいいはがねのような精神を持つ福住さんというお姉さまがいました。この素敵なお姉さまが実はこの東三河後見センターを立ち上げた張本人だったのです。

その頃お姉さまは機械部品の町工場のおかみでNC旋盤という超精密機械に向かって男になって働き、暇をみては母様の介護に明け暮れていたそうです。5 年以上介護を続けてきて、この際社会福祉士を取ってみようと思い立ち難なくゲット。知性の輝きが迸りでています。そしていつの間にか東三河後見センターを立ち上げていました。

私の方はといいますと、H15 年豊川のグループホーム若葉の家が認知症との出会い初めでH16 年足助のグループホーム J O さざんか第 2 に 13 年間勤務し、H18 年からH20 年の 2 年間はNHK の通信教育で受験資格を取りその年の試験は失敗、翌年猛勉強して合格。61 歳のご褒美。さざんか第 2 に勤めながらH24 年に初めて長谷川さんから紹介されたのが A さんでした。施設からUFJ 銀行に行き通帳記帳を済ませて預金の現在高をお知らせして面会は終了となるのですが、長谷川さんがその場をはずすと『私はあの人を絶対許せない』と恨み言が始まる。実は彼女はニコリともせず、

「私は東三河後見センターがこのような酷い仕打ちをすることが理解できない。お金を使えないようにしているこのやり方と、勝手に私の通帳から大金を引き出して使っているのは許せない。あなたはそのようなことをしない人だと思うから信用したいと思う。」と一応穏やかに言ってくれてはいたがその瞳の奥には不信の心がはっきりとよみとれました。端正な顔立ちの人が少し怒気を含んだ表情で話をするので尚更鬼気迫るものがありました。

お盆を過ぎた頃一緒にUFJ銀行へ行く予定が、おやつの果物を食べたいというのであなた一人で行ってと言われ、勝手に預金引き出すとまずいと思いつつ、引き出しを済ませて通帳を返して帰宅したあとに所長からご立腹の電話を頂き翌日話し合いの場をもつことになり、でかけたところ、『理事長は1,2万円と言っていたのに12万円とはいくらなんでも高すぎる、』と所長はご立腹。Aさんご本人はといえば、『私の許可もとらずに勝手に預金を下ろすなんて許せない。あなたは理事長と同じ事をしないと信用していたのに酷いひとだ。』とののしる有様。高森丸、大嵐の中前途多難の船出。その日以来所長とAお姉さまの被害者意識の共有は固く、元に戻すのに今努力中と平成25年12月10日発行の会報第26号に報告してありましたが、実は逆転満塁ホームランを放ちました。

それはAお姉さまがお抹茶がお好きとお話から伺っておいりましたので、所長にお茶会を申し出ると大層乗り気になってくださり11月に施設での茶会開催の運びとなりました。野点用の立礼席を持参、緋傘を部屋一杯に広げると皆様喜んで下さり、当のお姉さまにもお茶を点てて頂き職員の皆様との距離も一気に縮まり八方丸く収まり目出度し愛でたし。

その日を境に3年に及ぶAお姉さまとの月一回のデートが始まり、施設訪問すると、旦那さまのお迎えかいの声が仲間内から聞こえるようになりました。私はH25年に介護福祉士を取得、これも2回目。一人芝居でぱっぱとやってしまったのが敗因、娘にマネキン役の女学生が可愛かったのと言い訳すると、チョット、真面目にやりなさいとお小言。

H28年は多事多忙。何事も無かったもう一人の後見補助の男性が正月に仕事場仲間に現金数万円を無断拝借されるトラブルが発生・関係者と対策を協議、一件落着。その方が7月12日入院、20日退院。

25日にAお姉さまを訪問すると体調思わしくなく本日の外出は困難との返事。8月1日緊急入院。お元気だったのでパイプ類をひきちぎるので拘束止む無しとの判断、その辺りから急速に容態悪化。盆すぎ親族、親戚に容態悪化を通知。代表理事と話し合い預金引き出し、葬儀の事前打ち合わせをJA葬祭と行う。喪主不在を考慮して後見センターが全てをとりしきる準備をしておく。施設長には在籍のまま、ターミナルケアプランの作成をお願いした。28日お見舞いに行くと可愛い折り紙の花束に、お誕生日おめでとうと書いてありました。84歳のお誕生日でした。病院で電話が入ったので出ると娘さんからで今病院に着いたばかりだと言われるのでAさんの病室で面会。不思議に翔んでる人でした。「こんなに痩せちゃって、栄養沢山食べさせて」が最初の言葉でした。あまり永くはないようですとお伝えする。呼吸に乱れが出始めていたから案外早いのかもと思われました。私生活大変なのよといわれる。男友達に乗せてもらってきたよ、と言って程なく帰られた。29日所長と話、早いわよといわれる。JA葬祭で会場の相談をして帰宅。30日車に置き忘れた携帯に29日夜9時33分Aさん永眠されましたと入っておりガーンとなりました。

30日、JAに連絡、ご遺体の搬送、葬儀場の確保、お寺へのお通夜、告別式、火葬場経の依頼、遺族への案内、枕花、告別式生花、死亡診断書受け取り、市役所での埋葬許可書交付、支払い、法人印鑑を取りに豊川の事務所2往復、5時葬儀場で遺品納棺、お菓子の手配。

お通夜は施設職員、Aさんの息子、娘、二人の娘様。皆様帰られて私とご遺体と二人で通夜をすごした。



31 日告別式・ご親族 6 名、施設所長含め 6 名。そのまま火葬場へ移動、お骨拾い菩提寺へ移動。  
A 家の墓を確認する。慌しい二日間の出来事でした。

ありがとう 新城小町

合掌

## 会員紹介

星野 裕

独り身の叔母が今年 5 月 91 才で他界しました。丈夫ではなかったが 70 才過ぎまで働き 3 ヶ所の施設転々と移動したが誰にも世話はかけないし迷惑もかけたくないと言い続け大変頑固な人でした。認知症が始まったころ社協から後見制度の説明を受けたことも有りましたが全く聞き入れず自分を貫き最期は 私達甥姪でおくってあげました。

私はある施設の家族祭にボランティアでお手伝いに行っています。数年前入所されている男性と会話する機会がありました。50 才位で徐々に体が動けなくなる病との事。車椅子でしか移動出来ず介助していた時の話です。最近親が亡くなり、その後は家族の誰も会いに来てくれないし、相続の相談にも参加させてもらえなかったと寂しそうに話されて私は答える言葉も見つからず聞くのみでした。

お年寄りや病で社会になじめない方々へのボランティア的なものを定年後はやりたと思っていた 5 年程前に 市民後見講座を勉強することになった次第です。

最近のある講習会で『福祉も契約の時代』だとか契約の際には契約内容を理解できる判断能力があることが前提とのこと。現実には家族や親族が大変苦勞され社協の方々が支援されているかと思います。私が携わる成年後見業務は 利用者本人や家族と相談しながら望まれるサービスを選び 提供業者に繋いだり生活上の難しさを 聞かされることが有るかと思われるので自分らしく接して対応に心掛けたいです。

現在は地域のボランティア活動もやっていますが、社会と繋がりを少しでも深く、多く関わりたいとも思いながら、自分に生き甲斐を求めて市民後見活動にも微力ながら取り組んでいきたいと考えます。

### 東三河後見センターの今後の予定(12月～3月)

☆ミーティング 開催日 毎週火曜日 午前9:20 頃より2時間弱  
場 所 当法人事務所(豊川商工会議所3階)  
一市民後見人の方、参加大歓迎

■事務局会議 毎月第2火曜日 13:30～ 事務局職員

□理事会 1月13日(金)、3月10日(金) 19:00～20:50 法人事務所

1月21日(土) 市民後見人養成講座 実務研修⑤ 豊川市勤労福祉会館

2月 1日(水) 市民後見人養成講座 実務研修⑥ 家庭裁判所見学・豊川市勤労福祉会館

2月18日(土) 市民後見人養成講座 実務研修⑦ 豊川市勤労福祉会館

2月25日(土) フォローアップ研修①

3月11日(土) フォローアップ研修②

= 年末年始休業のお知らせ =

平成 28 年 12 月 29 日～1 月 3 日まで※電話でのご連絡受付は致しております



## 平成28年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(平成28年12月会報発行日現在)

### 正会員費納入者（納入順、敬称略）54名

- ・高柳大太郎・中村成人・加藤啓子・上江富士夫・長谷川卓也・池田進・丸山智子・鈴木光子
- ・二村良子・小野晴美・細野京子・荻邦子・岡本守・武重傳・佐藤美子・梅田大己・福住幸子
- ・飯星睦生・本多啓枝・花田玲子・田中義人・藤堂三男・坂柳ゆかり・石原香・今泉全勝
- ・水野遠次・村川賢一・今泉博充・西川邦輔・杉山智子・豊田和浩・田中幸一・影山恒太
- ・中島由恵・齋藤尚・長坂宏・舟越正行・金田貴子・神谷典江・高森陽一郎・星野裕
- ・大嶽理恵・伊藤忍・水野美知代・工藤明人・石原紀久代・小林佳子・杉浦弥生・近藤由美子
- ・鈴木享子・細川浩・古瀬修・五十嵐光子・倉本秀子

### 賛助会員費納入者（納入順、敬称略）49名

- ・金澤良雄・徳升孝司・牛田清博・河合康隆・中野正二・大林充始・日比修治・布施威治
- ・樋口茅子・峯田禎三・金沢富雄・小川祐子・彦坂敏・北村隆信・中村八重子・大須賀康
- ・水野和・水野登代子・八木憲一郎・白井公江・加藤明代・藤井幸夫・足木充邦・清水則子
- ・夏目みゆき・伊藤文則・山口純子・内藤加代子・寺部敦子・多々内崇文・緒河睦子・北沢悦子
- ・野中泰志・吉本京子・佐々木宏直・佐々木直子・野澤啓佳・藤城直司・橋本克子・小田ひろみ
- ・渡辺勝弘・大橋美南子・秋田誠二・松井通剛・豊田弘子・齋藤啓治・室田満秋・横田和子
- ・加藤正則

### 法人正会員費納入者（納入順、敬称略）法人

### 法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）5法人

- ・フレンドリーハート ・豊川市医師会 ・蒲郡市社会福祉協議会 ・むつみ会
- ・豊川市知的障害者育成会

### 寄付者（納入順、敬称略）34名

- ・中村成人・日比修治・五十嵐光子・加藤恒一・岩田たき子・荻邦子・岡本守・武重傳
- ・福住幸子・北村隆信・田中義人・加藤明代・石原香・村川賢一・梅田大己・緒河睦子
- ・細川浩・山口はるみ・三浦正博・佐藤美子・峯田禎三・小川祐子・藤井幸夫・加藤啓子
- ・小野晴美・東海労働金庫 NPO 寄付システム利用者（8名）

## 認定NPOの継続に向けて 寄付及び賛助会員入会のお願い

当法人は、平成27年2月13日から平成32年2月12日までの期間で認定NPOとして認定されています。

この認定を継続するために、当法人が力を入れている基準はパブリック・サポート・テスト（PST）と呼ばれているもので、「実績判定期間内の各事業年度中の寄付金の総額が3,000円以上ある寄付者の数が、年平均100名以上であること。」とされています。（※正会員費の納入は100名の中にカウントされません。賛助会員は寄付とみなされカウントされます。）今年度は残り23名以上の寄付者又は賛助会員が必要です。※重複してご寄付下さっている方は1名としてカウントされています。

当法人が実践している「法人後見」のニーズは増加傾向にあります。また、今年度、豊川市より委託され実施中の、権利擁護活動と地域福祉活動を担う、「市民後見人」の養成や活躍の場の提供も急務となっています。こうした事業を展開、維持していくためにも、ご支援をお願いいたします。



# 認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成 28 年 12 月発行日現在)

|                        | 後 見  | 保 佐  | 補 助  | 合 計  |
|------------------------|------|------|------|------|
| 法人後見受任者数               | 43 名 | 12 名 | 13 名 | 69 名 |
| 後見監督受任者数               |      | 1 名  |      |      |
| 終了者数 (平成 28 年 4 月～発行日) | 7 名  |      |      | 7 名  |

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

|        | 豊川市  | 新城市 | 豊橋市 | 蒲郡市 | 田原市 | 設楽町  | その他     | 合計   |
|--------|------|-----|-----|-----|-----|------|---------|------|
| 認知症    | 17 名 | 6 名 | 2 名 | 2 名 | 0 名 | 0 名  |         | 27 名 |
| 知的障がい者 | 14 名 | 3 名 | 3 名 | 2 名 | 1 名 | 12 名 | 3 (岡崎市) | 38 名 |
| 精神障がい者 | 2 名  | 0 名 | 1 名 | 0 名 | 0 名 | 0 名  | 1 (名古屋) | 4 名  |
| 合計     | 33 名 | 9 名 | 6 名 | 4 名 | 1 名 | 12 名 | 4 名     | 69 名 |

☆市民後見人の受任状況

|        | 後 見  | 保 佐 | 補 助 | 合計   |
|--------|------|-----|-----|------|
| 認知症    | 5 名  | 1 名 | 0 名 | 6 名  |
| 知的障がい者 | 18 名 | 3 名 | 2 名 | 23 名 |
| 精神障がい者 | 1 名  | 0 名 | 0 名 | 1 名  |
| 合計     | 24 名 | 4 名 | 2 名 | 30 名 |

市民後見人 14 名の方が上記表の 30 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人登録者名簿搭載者の方で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動されている方のことをいいます。

## 賛助会費 寄付金のお願い

(平成 28 年 4 月 1 日～発行日現在)

正 会 員費納入者： 54 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者： 52 人

(法人賛助会員 5 含む)

寄付者 (3,000 円以上) 19 人 (重複してご寄付を頂いている方は 1 名とカウントしています。)



☞ 会員入会・寄付のご案内 ☞

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

**編集後記** 暖かい日、寒い日を繰り返しながら、まもなく新年を迎えようとしています。今年は、市民後見人養成講座を実施する中で、地域の課題や権利擁護活動に意欲を示される市民の方等との多くの出会いがありました。次の会報では養成講座の修了について報告ができるかと思います。講座をとおしての出会いとともに、成年後見制度を必要とされている方との出会いと別れもありました。今、成年後見制度利用促進法により議論が深められつつありますが、必要とされている方の人生に寄り添いながら支援し続けたいと思います。皆さまよいお年をお迎えください。(編集：工藤明人)